

農業生産資材の価格高騰に伴う
共済掛金の払込延長、共済証書貸付の金利免除の実施に係る Q & A

問1 共済掛金の払込延長は、どこのJAで加入した共済契約でも対象となりますか。

(答) 今回の払込延長は全国のJAで実施しておりますので、どちらのJAで加入いただいた契約であっても対象になります。(適用条件を満たした場合。)

問2 共済掛金の払込延長は、すべての共済契約が対象になるのでしょうか。

(答) 今回の払込延長については、長期共済(生命共済、建物更生共済)を対象としております。なお、対象となる共済契約者、共済契約等には一定の条件がありますので、詳しくは共済契約に加入いただいているJAにお問合せください。

問3 共済掛金の払込延長ではなく、共済掛金の払込免除または割引をしていただけないでしょうか。

(答) 共済契約の制度上、共済掛金の払込免除(共済約款で定めたものは除く。)や割引は認められておりません。

問4 「農業経営」について、農業所得を税務申告している必要がありますか。

(答) 農業経営とは、農地等を所有・借用して農業生産物を生産し、収入を得ていることを指しますが、必ずしも農業所得を税務申告していることを必要とはしておりません。

問5 私は農業外の仕事をしていますが、農業を営む両親と同居しています(同一世帯)。私の共済契約について、共済掛金の払込延長を申し込むことができるでしょうか。

(答) 農業を営んでいる世帯の契約者様の共済契約であれば、払込延長の対象になります。

問6 農業法人の経営者および従業員について、農業生産資材の価格高騰の影響により収入が減少した場合、共済掛金の払込延長等の対象になるのでしょうか。

(答) 今回の払込延長は、農業法人の経営者個人および従業員の収入減少を支援するものではありませんので、対象外になります。

※ 農業法人を契約者とする法人契約は払込延長等の対象になります。

問7 農業生産資材とはどういうものが対象になるのでしょうか。

(答) 農業に必要な肥料・飼料・燃料等を指します。

問 8 JA以外で購入した農業生産資材も対象になるのでしょうか。

(答) JA以外で購入した農業生産資材も対象になります。(ホームセンター、小売業者等)

問 9 農業生産資材の価格高騰による負担を少しでも軽減させるため、普段購入しているものより安価なものを購入しましたが、その場合でも対象になるのでしょうか。

(答) 農業生産資材の価格高騰の影響を受け、共済掛金の払込みが一時的に困難な状況であれば、払込延長を申し込みいただけます。

問 10 農業生産資材は購入していませんが、自家用車にガソリンを入れました。そのレシートがあれば、共済掛金の払込延長の対象になりますか。

(答) 自家用車(軽トラック等)を農業に使用しており、燃料の価格高騰の影響を受け、共済掛金の払込みが一時的に困難な状況であれば、払込延長を申し込みいただけます。

問 11 農家ですが、アパート経営もしていて、建物更生共済に加入しています。電気料金の値上げによりアパート経営に影響が生じていますが、この場合は共済掛金の払込延長の対象になるのでしょうか。

(答) 電気料金の値上げによりアパート経営について影響を受けている場合は、払込延長の対象外となります。

問 12 私は准組合員でJA共済に加入していますが、今回の共済掛金の払込延長や共済証書貸付の金利免除は、農家である正組合員だけが対象となりますか。

(答) 今回の払込延長等については、ウクライナ情勢の影響等により肥料・飼料価格の想定外の上昇により共済掛金の払込みが一時的に困難な農家を支援することを目的として実施しております。組合員区分(正組合員、准組合員、員外)による制限等は設けておりませんので、正組合員以外でも所定の適用条件に該当している場合は、取扱いの対象になります。

問 13 農業生産資材の価格高騰ではなく、生活物資の価格高騰により家計に影響が出ています。今回の共済掛金の払込延長や共済証書貸付の金利免除を受けることができるのでしょうか。

(答) 農業生産資材の価格高騰ではなく、生活物資の価格高騰により家計が影響を受けている場合については、払込延長等の対象外となります。

問 14 共済掛金の払込延長の申込みの際は、どのような書類の提出が必要となるのでしょうか。

(答) 原則、農業生産資材の購入履歴書類や購入時のレシート等を確認させていただきます。なお、レシート等を保管されていない場合は、ご加入のJAにご相談ください。

問 15 私は現在、共済証書貸付を受けていますが、農業生産資材の価格高騰により農業経営が苦しい状況です。借入中の資金の金利を免除してもらえるのでしょうか。

(答) 今回の金利免除については、ウクライナ情勢の影響等により肥料・飼料価格の想定外の上昇により農業経営に影響があり、一時的な資金が新たに必要な農家を支援することを目的としていることから、既に借入されている資金は対象外となります。

問 16 今回新たに共済証書貸付の借入をしたいのですが、借入した資金の金利は、返済するまで免除されるのでしょうか。

(答) 今回の金利免除については、金利免除適用となる借入申込期間中に借入された資金について、貸付日から最長1年間の金利を免除するものとなります。金利免除期間を経過し返済されていない借入については、通常の金利を適用させていただきます。